

お取り扱いできる金融機関
りそな銀行、三菱ＵＦＪ銀行、三井住友銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行
以上の５銀行の国内の本支店

大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム運営要綱

(適用の範囲)

第１条 大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム運営要綱（以下「要綱」という。）は、大阪府都市公園条例（昭和３２年大阪府条例第３０号）に基づく公園施設の使用のうち、大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム（以下「オーパス・システム」という。）への登録及びオーパス・システムの利用による抽選の申込みと利用申請並びにこれらの取消（以下「申請行為等」という。）を行う利用者について必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第２条 オーパス・システムにより申請行為等を行う者は、本要綱を承認のうえ所定の申請書（様式第１号ないし第３号）により、大阪府に利用者登録を申請し、登録を受けなければならない。

(登録資格)

第３条 満１８歳に満たない者の利用者登録は認めない。ただし、満１８歳に満たない者のうち、満１５歳以上の者で、その親権者等の同意がある者については、この限りでない。

２ 第１５条（１）（２）（３）又は（６）の事由により登録を抹消された者の利用者登録は認めない。ただし、当該抹消事由が解消し、大阪府が利用者登録を行うことについて支障がないと認めた場合については、この限りでない。

(利用者登録等)

第４条 大阪府は、利用者登録の申請があった場合は、所定の方法により遅滞なく利用者登録を行い、当該申請者に申請書本人控（様式第３号）、利用者番号、暗証番号及びパスワードを記載した利用者登録案内通知書、オーパス・スポーツ施設情報システムガイドブック及びオーパス・カード（以下「カード」という。）を交付するものとする。

２ 前項の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、同項の利用者番号、暗証番号、パスワード及びカードを善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

(有効期間と登録料等)

第５条 利用者登録の有効期間は、大阪府が登録を行った日の翌月の１日から起算して３年間とする。

２ 利用者登録の更新を希望する登録者は、有効期間が終了する月（以下「更新月」という。）の２ヶ月前から更新月の月末までの間に、登録者本人が、所定の更新手続を行うものとする。

３ 前項の更新手続を行った登録者の利用者登録の有効期間は、更新月の翌月から３年間延長されるものとし、以降の更新手続については、前項と同様とする。

４ 登録者は大阪府に対し、登録料５００円（登録更新時には登録更新料３００円）を所定の方法により納入するものとする。この場合において納入された登録料及び登録更新料（以下「登録料等」という。）は理由の如何を問わず返還しない。

(登録者が利用できるサービス)

第６条 登録者はオーパス・システムにより申請行為等を受け付ける施設に関して、本人の利用者番号、暗証番号、パスワードその他所要の事項を入力することにより、次の手続きについて、オーパス・システムによるサービスを受けることができる。なお、この入力については、原則として登録者本人が行うものとする。

- (１) 抽選申込み
- (２) 抽選結果の確認
- (３) 利用申請

(4) 抽選申込及び利用申請の取消

(5) 口座振替による料金の納入

(施設利用時の注意事項)

第7条 オーパス・システムにより利用申請した施設の利用については、登録者本人が行わなければならない。

2 前項の利用にあたっては、登録者は、当該施設の利用に関する定めを遵守するとともに、施設を利用する際、カードを携帯し、施設管理者の求めがあればこれを提示しなければならない。

(使用料及び登録料等の納入)

第8条 オーパス・システムにより利用申請を行った場合の施設使用料（以下「使用料」という。）及び登録料は、当該利用若しくは登録のあった月の翌月の18日に、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、関西みらい銀行及び池田泉州銀行（以下「指定金融機関」という。）の承諾を得た預金口座から口座振替の方法により、大阪府の預金口座へ納入するものとする。ただし、振替日が指定金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替を行うものとする。

2 登録更新料については、更新手続きを行った月の翌月の18日に前項の方法により大阪府の預金口座へ納入するものとする。

3 使用料の領収書は、口座振替を代行した金融機関の通帳の記載又はオーパス・システムの端末機（使用公園に設置された端末機に限る）から出力する利用実績に係る帳票をもって、これに代えるものとする。登録料及び更新料の領収書は、口座振替を代行した金融機関の通帳の記載をもって、これに代えるものとする。

4 大阪府又は大阪府が指定した団体（以下「指定管理者」という。）がオーパス・システムによる施設利用を認めた場合は、利用者番号、暗証番号及びパスワード等に関して、盗用その他いかなる事由であっても、当該利用者番号を有する登録者が使用料を納入する責を負うものとする。

(使用料及び登録料等の滞納)

第9条 使用料又は登録料等が2ヶ月続いて口座振替できなかった場合、登録者は、大阪府が発行する納入通知書又は指定管理者が発行する振込依頼書等により、納期限までにこれを納入しなければならない。

2 大阪府又は指定管理者は、使用料又は登録料等の口座振替ができなかった場合及び前項の納入がなかった場合は、督促等を行うことができる。

3 登録者は第1項の大阪府が発行する納入通知書による納入について、納期限までに使用料を納入しなかった場合は、大阪府税外収入延滞金徴収条例を準用した延滞金（以下「延滞金」という。）を納入しなければならない。

4 登録者は第1項の指定管理者が発行する振込依頼書等による納入について、納期限までに使用料を納入しなかった場合は、指定管理者が定める延滞金を納入しなければならない。

(利用申請の取消期間)

第10条 登録者は、施設の利用申請した後に取り消す場合は、テニスコートについては使用日の3日前までに、テニスコート以外の施設については使用日の10日前までに、それぞれ取消処理を行わなければならない。

2 登録者は、前項における期間を過ぎた場合には、取消処理を行うことができない。

(カードの紛失、盗難等)

第11条 登録者は、カードの紛失や盗難にあったときは、直ちに大阪府にその旨届け出なければならない。

2 前項の届け出以前に他人にカードを使用された場合は、当該使用に係る使用料等は登録者の負担とする。

(カードの再発行)

第12条 大阪府は原則として、カードの再発行は行わない。ただし、カードの紛失、盗難、毀損、滅失等の原因について、大阪府が相当と認めた場合に限り再発行を行うことができる。この場合において登

録者はカードの再発行料200円を手書き納付書により、指定金融機関の窓口で大阪府の預金口座へ納入した後、大阪府に対し、新たに利用者登録の手続きを行うものとする。

- 2 前項の場合において、大阪府は、紛失等のあったカードに係る情報を抹消し、当該登録者に対し、新たな利用者番号、暗証番号、パスワードを記載した利用者登録案内通知書及びカードを交付するものとする。

(利用の一時停止)

第13条 大阪府は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、オーパス・システムの利用を停止することができるものとする。

- (1) 使用料又は登録料等について、口座振替による納入を行わない場合
- (2) 納期限までに延滞金を納入しない場合
- (3) 他の登録者の利用者番号を利用し、大量の抽選申込み又は利用申請を行ったことが判明した場合
- (4) 利用者番号、暗証番号もしくはパスワードを他人に教え、又はカードを他人に貸与した結果、府民の適切な公園施設の利用に支障があると大阪府が判断した場合
- (5) 申請内容の変更を怠るなど、登録者の責に帰すべき事由により、連絡先等が不明となった場合
- (6) その他本要綱のいずれかに違反した場合など大阪府が必要と判断した場合

(登録内容の変更)

第14条 登録者は、利用者登録申請時に大阪府に申請した内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、所定の申請書(様式第2号及び第3号)によりその旨を大阪府に申請するものとする。

(利用者登録の抹消)

第15条 大阪府は、登録者が次のいずれかに該当した場合は、登録者の同意を得ることなく、当該登録者の利用者登録を抹消することができる。この場合、登録者は直ちにカードを返還するとともに、府に対する債務の全額を直ちに返済しなければならない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 本要綱のいずれかに違反し、違反事項を改善しない場合
- (3) 継続して使用料、延滞金又は登録料等を遅滞した場合
- (4) 登録者が登録廃止の手続きを行い、大阪府がこれを認めた場合
- (5) 申請内容の変更を怠るなど、登録者の責に帰すべき事由により、今後通知・連絡が不能と大阪府が判断した場合
- (6) その他大阪府が登録者として不適格と認めた場合

(予約の取消)

第16条 大阪府は、登録者が次のいずれかに該当した場合、登録者の同意を得ることなく、当該登録者が行った抽選申込み及び利用申請を取り消すことができる。

- (1) 使用料、延滞金又は登録料等を遅滞した場合
- (2) 他の登録者の利用者番号を利用し、大量の抽選申込み又は利用申請を行ったことが判明した場合

(登録情報の字体)

第17条 登録者が登録申請書等に記載した字体が、オーパス・システムで取扱い困難な場合は、類似する標準文字で登録し、事務処理はこの標準文字で行うものとする。

(要綱の変更、承認)

第18条 本要綱の一部又は全部が改定された場合、当該改定は、次の各号のいずれか早い時点において、登録者に承認されたものとみなす。

- (1) 本要綱の改定の内容を通知した後、1カ月が経過したとき
- (2) 本要綱の改定の内容を通知した後、登録者がオーパス・システムを利用したとき

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほかオーパス・システムの運営に関する必要な事項は、別に定める。

附則

(施行時期等)

- 1 本要綱は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定による利用者登録申請、第 4 条の規定による利用者番号等の交付その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この規則制定前においても行うことができる。この場合、この期間の施行前に行われた利用者登録については、第 5 条の規定にかかわらず、登録期間の起算日を平成 8 年 4 月 1 日とする。
- 2 本要綱は平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本要綱は平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 本要綱は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 本要綱は平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 本要綱は平成 2 4 年 1 月 4 日から施行する。
- 7 本要綱は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 本要綱は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 本要綱は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 本要綱は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 本要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 第 5 条第 2 項に規定する更新月が平成 2 4 年 1 月から 5 月である登録者については、更新月を同年 6 月に変更して、同条同項及び第 8 条第 2 項を適用する。
- 2 前項の適用を受けて登録更新手続を行った登録者の第 5 条第 3 項の更新月は、前項の規定により変更する前の平成 2 4 年 1 月から 5 月とする。